

東日本大震災で被災した被保険者に係る浜松市国民健康保険
一部負担金等の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災で被災した被保険者に係る、浜松市国民健康保険条例施行規則(昭和34年浜松市規則第22号。以下「規則」という。)第2条及び、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号。以下「政令」という。)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について(平成23年5月2日付保発0502第3号)、東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて(平成23年5月2日付保国発0502第1号)、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」の一部改正について(平成23年6月21日付保発0621第5号)、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」の一部改正について(平成23年6月21日付保国発0621第1号)、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」(平成26年2月19日発出厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」(令和2年2月14日発出厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)に規定する一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費に係る一部負担金相当額(以下「一部負担金等」という。)の免除について必要な事項を定める。

(免除の対象者)

第2条 一部負担金等の免除の対象となる被保険者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 政令第2条第1項及び第2項に規定する市町村(別表1)に被災時点において住所を有していた者で、被災後に浜松市に転入し、浜松市の国民健康保険被保険者となった者及び、平成23年3月11日以降又は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示があった日以降に、結婚、出生により上記被保険者の世帯に属することとなった者。

(2) 次のいずれかの申し立てをした者。

- ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨
- ウ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- カ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- キ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- ク 特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている旨
- ケ 上記キのうち、旧緊急時避難準備区域に居住しているため避難を行っている旨
- コ 上記クのうち、指定が解除されている特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている旨
- サ その他上記のアからコまでに準ずる者として区長が認めた旨

（免除の対象となる自己負担）

第 3 条 免除の対象となる自己負担は、保険医療機関等で支払う一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費に係る一部負担金相当額及び特定健康診査に係る自己負担金とする。

（免除の期間）

第 4 条 一部負担金及び保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費に係る一部負担金相当額の免除の期間は、平成 24 年 9 月 30 日までとする。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる申し立ての事由のうち、カからコに該当する場合については、令和 3 年 2 月 28 日までとする。なお、ケ及びコに該当する場合、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する、令和元年分の基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯については令和 2 年 7 月 31 日までとする。療養費に係る一部負担金相当額、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額の免除の期間は、平成 24 年 2 月 29 日までとする。特定健康診査に係る自己負担金の免除の期間は令和 3 年 3 月 15 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認める場合は、別途、別に定める日まで期間を延長することができるものとする。

（申請）

第 5 条 震災により一部負担金等の免除の措置を受けようとする被保険者は、あらかじめ区長に申し出て、国民健康保険一部負担金等免除申請書（第 1 号様式。以下「申請

書」という。)の交付を受け、必要事項を記載し、被保険者証等及び免除対象国保被保険者である事実を確認できる書類(以下「確認書類」という。)を添付し、申請するものとする。

(審査)

第6条 区長は、前条に規定する申請書及び確認書類を受理したときは、その内容について質問を行うことができる。

(証明書の交付)

第7条 区長は、申請書及び確認書類の審査後、適当と認めるときは、国民健康保険一部負担金等免除証明書(第2号様式)を交付する。

(一部負担金等の還付)

第8条 次に掲げる者は、区長へ申請(第3号様式)することにより、保険医療機関等の窓口で既に支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができるものとする。なお、申請時には確認書類のほか、保険医療機関等が発行した領収書又は既に支払った一部負担金等の額を確認する書類を添付するものとする。

(1)平成23年6月末までの間に、第2条の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者。

(2)平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関等の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者。

(免除の取消)

第9条 区長は、一部負担金等の免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、免除を取り消すものとし、国民健康保険一部負担金等免除取消通知書(第4号様式及び第5号様式)により、申請者及び一部負担金等の免除を受けた保険医療機関等に通知する。

(1)偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の免除を受けたことを発見したとき。

(2)一部負担金等の免除を受けた者の資力その他の事情が変化したため、一部負担金等の免除をすることが不相当であると認められるとき。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年3月11日以降に一部負担金等の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行し、平成23年3月11日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 21 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 24 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 13 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 19 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 12 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 17 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 5 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日以降に一部負担金等の免除の申請を行った者について適用する。

別表 1

- ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。）の適用市町村のうち、岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県全 59 市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市
- イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。）の適用市町村のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町
- ウ 被災者生活再建支援法（平成 15 年法律第 66 号。）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町

第1号様式(第5条関係)

国民健康保険一部負担金等免除申請書

浜松市 区長 へ

被保険者証		記号	番号	
被保険者	住所		生年月日	. .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	. .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	. .
	氏名		性別	男・女
被保険者	住所		生年月日	. .
	氏名		性別	男・女
免除を申請する理由	東日本大震災により ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けたため イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったため ウ 主たる生計維持者の行方が不明であるため エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したため オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないため カ 原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行ったため キ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているため ク 特定避難勧奨地点に居住しており避難を行っているため ケ 上記キのうち、旧緊急時避難準備区域に居住しているため避難を行っているため コ 上記クのうち、指定が解除されている特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っているため			

上記のとおり申請いたします。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付 できない理由	
免除措置開始年月日（この欄は記入しないでください。）	

（ 欄に記入された方の関係者の方が記入してください。）

申請者 _____ の申立が正しいことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

申請者との関係

申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合

り災証明書・被災証明書

（航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合や、長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しない。）

主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

イ 主たる生計維持者が死亡した場合

り災証明書・被災証明書

にその旨の記載がない場合は、死亡診断書

のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

警察の発行する死体検案書

ロ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

医師の診断書

主たる生計維持者の行方が不明である場合

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(23 年法律第 40 号)

の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し

主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和

48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し

第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書

その他これらに準じる書類

大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合

公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写し等）

事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合又は同法第 20 条第

3 項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合

避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（保険者において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合

原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を

行っていることが確認できるもの

行っていることが確認できるもの

行っていることが確認できるもの

行っていることが確認できるもの

行っていることが確認できるもの

第2号様式（第7条関係）

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者証	記号		番号	
被保険者氏名		男・女	生年月日	．．
世帯主氏名 又は 組合員氏名				男・女
住所				
特例の内容 及び 有効期間	○ 一部負担金の免除 (年 月 日から 年 月 日まで) ○ 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (年 月 日から 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

年 月 日

浜松市 区長 印

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市（区役所）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市（区役所）にその旨を届け出てください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第3号様式（第8条関係）

国民健康保険一部負担金等還付申請書

浜松市 区長 あて

被保険者証	記号		番 号	
世 帯 主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	. .
	住所			
療養を受けた者	氏名	男・女	生年月日	. .
療養を受けた保険医療機関等	名 称			
	所在地			
療養を受けた期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
療養に対し支払った一部負担金等の額		円		
還 付 を 申 請 す る 理 由	1 23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため 2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため 3 免除証明書の交付を受けることが遅れたため 4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口に免除証明書の提出ができなかったため ()			

上記のとおり申請いたします。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

第4号様式（第9条関係）

国民健康保険一部負担金等免除取消通知書

被保険者証	記号		番 号	
世 帯 主 (組合員)	氏名	男・女	生年月日	. .
	住所			
被保険者氏名	氏名	男・女	生年月日	. .
療養を受けた 保険医療機関等	名称			
	所在地			
取消年月日	年 月 日			
取消理由				
<p>上記のとおり取消しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>浜松市 区長 印</p> <p>様</p>				

この通知書に記載されている事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この場合において市を経由して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第9条関係）

国民健康保険一部負担金等免除取消通知書（医療機関用）

被保険者証	記号		番 号	
世 帯 主 （組合員）	氏名	男・女	生年月日	. .
	住所			
療養を受けた 被保険者氏名	氏名	男・女	生年月日	. .
傷病名				
発病・負傷年月日	年 月 日			
取消年月日	年 月 日			
<p>上記のとおり取消しましたので通知します。</p> <p>なお、取消日以降の療養に係る一部負担金等は、被保険者から直接徴収してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>浜松市 区長 印</p> <p>（保険医療機関等）</p> <p>様</p>				